

令和5年度 第4回
健康福祉審議会 高齢者福祉分科会

次 第

七尾市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）

1. 報告事項

- （1）市民意見募集（パブリックコメント）結果について
- （2）第3回分科会からの修正（案）について

2. 審議事項

- （1）居宅サービス・施設サービスの見込みについて
地域支援事業費の見込みについて
- （2）第1号被保険者の介護保険料の見込みについて

報告事項 1

市民意見募集（パブリックコメント）結果について

市民意見募集（パブリックコメント）結果について

- 1 募集期間 ・令和6年2月7日（水）から令和6年2月21日（水）
- 2 閲覧場所 ・七尾市役所 1階 情報公開コーナー
・ミナ.クル 2階 行政フロア
・パトリア 3階 市民ロビー
・七尾市ホームページ
- 3 募集方法 ・意見箱への投函、郵送、直接持参、電子メール、ファックス
- 4 結 果 意見なし

報告事項 2

第3回分科会からの修正（案）について

第9期七尾市介護保険事業計画、老人福祉計画（素案）対照表

第3回分科会 提示（案）

○第4章 各施策の取り組み（37ページ）

第2節 日常生活支援体制の充実（49ページ）

1 在宅生活支援体制の充実

(4) 在宅生活支援の仕組みづくりの推進（51ページ）

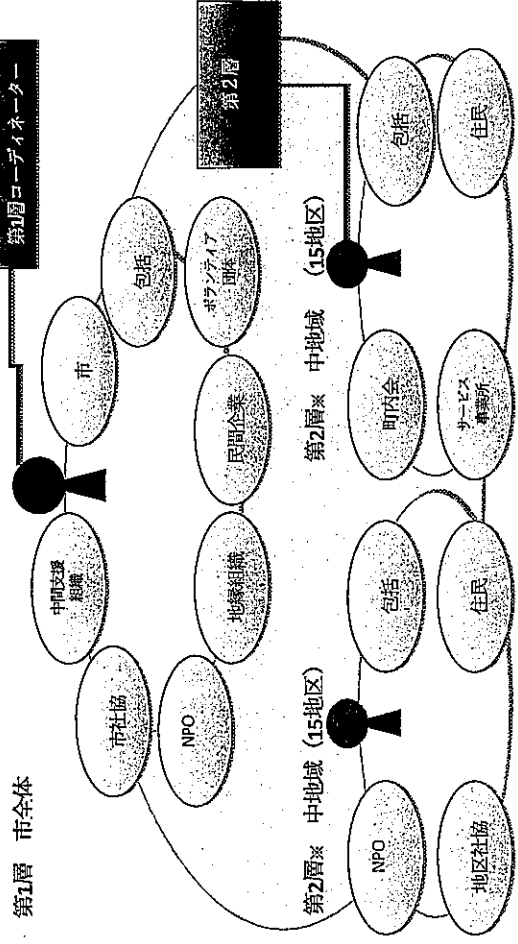
②生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の育成、活動支援

	目 標 値		
	見込み 令和5年度	令和6年度	令和7年度
第2層コーディネーター 配置地区※	10/15地区	12/15地区	15/15地区
			継続

※第1層⇒市全体、第2層⇒15地区

③生活支援にかかる協議体の開催及び推進

協議体の配置・構成イメージ



市民意見募集制度実施後 最終（案）

○第4章 各施策の取り組み（37ページ）

第2節 日常生活支援体制の充実（49ページ）

1 在宅生活支援体制の充実

(4) 在宅生活支援の仕組みづくりの推進（51ページ）

②生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の育成、活動支援

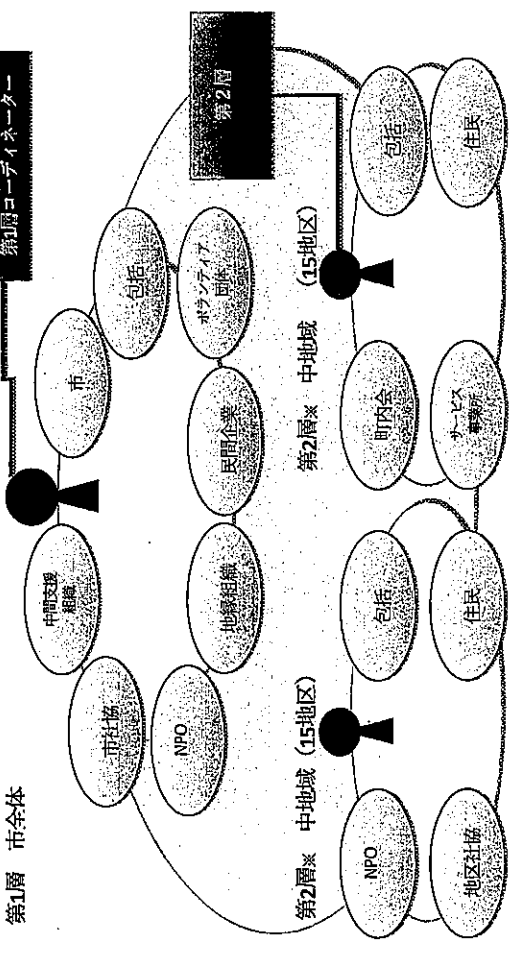
	目 標 値		
	見込み 令和5年度	令和6年度	令和7年度
第2層コーディネーター 配置地区※	10/15地区	12/15地区	15/15地区
			継続

※第1層⇒市全体、第2層⇒15地区

※配置されるまでは、市社会福祉協議会のコーディネーターを第2層コーディネーターとして配置

③生活支援にかかる協議体の開催及び推進

協議体の配置・構成イメージ



第3回分科会 提示(案)	市民意見募集制度実施後 最終(案)
<p>※住民主体の活動を広める観点から、第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域づくり協議会等、地域で活動する する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。</p> <p>第5節 介護サービスの内容の円滑な運営 (65ページ)</p> <p>2 介護サービスの適正な運営</p> <p>(5) 介護人材確保及び業務効率化の取組強化</p> <p>介護保険事業所と連携し、介護職員の情報交換の場の提供や国・県が主催する介護保険関係の研修等の情報提供に取 組むことにより、人材確保と定着促進に向け支援します。</p> <p>さらに業務効率化に向け、ICTの導入の促進や介護保険事業所が提出する書類様式を統一し、電子申請に向けた行政 のDX(デジタルトランスフォーメーション)を進めていきます。</p> <p>(6) 災害に対する備え</p> <p>七尾市防災計画に沿って、大地震や水害等の災害に対して、高齢者を支える施策に取り組みます。</p>	<p>コーディネーターの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資源開発 ●ネットワーク構築 ●ニーズと活動のマッチング <p>コーディネーターの資格・要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定の資格要件はなし ●地域における助け合い等の歴史実績がある人、市民活動への理解がある人等 <p>協議体の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コーディネーターの組織的な補充 ●関係者の意識共有、情報交換等 <p>引用：厚生労働省「これからの地域づくり戦略」</p> <p>第5節 介護サービスの円滑な運営 (65ページ)</p> <p>2 介護サービスの適正な運営</p> <p>(5) 介護人材確保及び業務効率化の取組強化</p> <p>介護保険事業所と連携し、介護職員の情報交換の場の提供や国・県が主催する介護保険関係の研修等の情報提供など人 材確保と定着促進に向け支援します。また、市としても支援に資する独自事業を進めていきます。</p> <p>さらに業務効率化に向け、ICTの導入の促進や介護保険事業所が提出する書類様式を統一し、電子申請に向けた行政 のDX(デジタルトランスフォーメーション)を進めていきます。</p> <p>(6) 災害に対する備え</p> <p>七尾市防災計画に沿って、大地震や水害等の災害に対して、高齢者を支える施策に取り組みます。</p> <p>①行政からの防災情報の周知</p> <p>大地震のような突発的な災害をすべて行政で予測し対応することは困難です。自らの安全を確保するための早期自主 避難が重要であることを周知することを目的に災害別ハザードマップの配布、広報誌やホームページを用いた情報 提供などさまざまな媒体を活用した事前周知を推進します。</p> <p>②地域と連携した災害対応の強化</p> <p>施設サービスを利用する高齢者の円滑な避難のため、施設が立地する町会や地域の自主防災組織との連携が不可欠で す。非常災害対策(BCCP策定、関係機関との連携体制の確保、避難訓練の実施)に当たって、平時からの施設と地 域が協力した災害対応への取り組みについて推進します。</p> <p>③自然災害発生時の業務継続計画(BCCP※)の継続的な見直し</p> <p>大地震などの大規模災害によって施設が被災した際でも、早期に業務を再開し、利用者への継続的な介護サービスを 提供できるように事業所はBCCPを策定します。また、策定するBCCPは、被災状況を鑑み迅速に行動ができるよう関 係者に周知し、平時から研修・訓練を行い定期的に見直しが必要です。</p> <p>このBCCPにもとづく平時からの事業所の取り組みについて確認します。</p>

第3回分科会 提示 (案)

②福祉避難所の運営
施設と連携し、避難訓練の実施、防災啓発活動、災害におけるリスクや食料等の物資・調達状況の確認を促します。

※ 業務継続計画 (Business Continuity Plan)
大地震などの自然災害、感染症のまん延、テロなどの事件、大事故、大事故、供給網の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方針、体制、手順などを示した計画

市民意見募集制度実施後 最終 (案)

④福祉避難所の事前準備
(ア) 福祉避難所の対象者の把握
福祉避難所の受入対象となる者を速やかに把握させることができよう、受入対象者を平時から把握します。市は、町会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの協力のもとで、作成する避難行動要支援者名簿などを活用し、要配慮者の把握に努めます。

介護保険事業所は、普段からの介護サービスの提供を通じて利用者名簿の中で、災害時に必要とする支援など利用者(高齢者)個々の状況の把握に努めます。

(イ) 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施
災害時を想定した関係者による図上訓練など災害の発生後から福祉避難所の開設、運営までの具体的な手順を確認できるよう関係課と連携し訓練を行います。また、訓練を通じて、集約体制や運営マニュアルを検証し、運営の改善、充実に役立てます。

※ 業務継続計画 (Business Continuity Plan)
大地震などの自然災害、感染症のまん延、テロなどの事件、大事故、供給網の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方針、体制、手順などを示した計画

第6節 認知症施策の推進 (80ページ)

1 認知症の支援体制の充実
(1) 相談・支援体制の充実
②ほっとけんステーションの設置と周知

	見込み	目 標 値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ほっとけんステーション設置数	43か所	45か所	45か所	45か所

第6節 認知症施策の推進 (80ページ)

1 認知症の支援体制の充実
(1) 相談・支援体制の充実
②ほっとけんステーションの設置と周知

	見込み	目 標 値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ほっとけんステーション設置数	43か所	45か所	47か所	48か所

審議事項 1

居宅サービス・施設サービスの見込みについて

地域支援事業費の見込みについて

審議事項 1

(3) 居宅サービス・施設サービス量の見込み

震災の影響により、給付費等にかかる見込みが困難な状況となり、保険料を第8期と同様に基準額6,400円とするため、調整しています。

①介護予防サービス見込量

【居宅介護予防サービス】

(単位：千円)

サービス種類		見込み 令和5年度	推計		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防 訪問入浴介護	給付費	106	419	419	419
介護予防 訪問看護	給付費	4,760	6,608	6,617	6,617
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費	5,806	6,182	6,190	6,190
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	959	1,207	1,392	1,574
介護予防 通所リハビリテーション	給付費	53,923	57,455	57,528	57,528
介護予防 短期入所生活介護	給付費	2,568	2,726	2,729	2,729
介護予防 短期入所療養介護	給付費	25	-	-	-
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費	1,021	1,241	-	-
介護予防 福祉用具貸与	給付費	20,765	21,506	21,506	21,506
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費	1,013	1,440	1,440	1,440
介護予防 住宅改修費	給付費	5,818	7,500	7,500	7,500
介護予防支援	給付費	15,630	18,017	18,040	18,040
給付費合計		112,394	124,301	123,361	123,543

【地域密着型介護予防サービス】

(単位：千円)

サービス種類		見込み 令和5年度	推計		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費	1,067	1,217	3,655	3,655
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費	18,884	19,873	19,898	19,898
介護予防 認知症対応型共同生活介護	給付費	2,892	2,957	-	-
給付費合計		22,843	24,047	23,553	23,553

②介護サービス見込量

【居宅介護サービス】

(単位：千円)

サービス種類		見込み 令和5年度	推 計		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	給 付 費	370,460	378,919	419,886	434,936
訪問入浴介護	給 付 費	18,869	20,880	21,243	22,435
訪問看護	給 付 費	59,698	62,979	64,243	65,428
訪問リハビリテーション	給 付 費	38,800	39,374	39,971	40,952
居宅療養管理指導	給 付 費	27,216	30,347	30,851	31,316
通所介護	給 付 費	550,114	584,275	599,180	608,792
通所リハビリテーション	給 付 費	352,965	378,979	391,083	398,138
短期入所生活介護	給 付 費	171,006	173,247	175,386	178,416
短期入所療養介護	給 付 費	25,696	23,900	23,930	23,930
特定施設入居者生活介護	給 付 費	75,459	79,588	82,735	82,735
福祉用具貸与	給 付 費	140,722	142,610	144,886	147,492
特定福祉用具購入	給 付 費	5,129	4,920	4,920	4,920
住宅改修	給 付 費	11,007	10,800	10,800	10,800
居宅介護支援	給 付 費	246,151	252,829	257,844	261,637
給付費合計		2,093,292	2,183,647	2,266,958	2,311,927

【施設サービス】

(単位：千円)

サービス種類		見込み 令和5年度	推 計		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	給 付 費	1,441,435	1,418,052	1,436,515	1,457,643
介護老人保健施設	給 付 費	1,129,585	1,163,650	1,166,926	1,195,926
介護医療院	給 付 費	542,455	562,457	582,860	593,497
介護療養型医療施設	給 付 費	-	-	-	-
給付費合計		3,113,475	3,144,159	3,186,301	3,247,066

【地域密着型介護サービス】

(単位：千円)

サービス種類		見込み 令和5年度	推計		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	5,535	5,866	5,873	5,873
認知症対応型通所介護	給付費	45,891	49,198	59,579	60,930
小規模多機能型居宅介護	給付費	293,960	263,966	273,841	273,841
認知症対応型共同生活介護	給付費	463,941	480,728	484,212	483,980
地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費	-	-	-	-
小規模特養(29人以下)	給付費	89,892	94,009	94,432	94,432
地域密着型通所介護	給付費	59,489	55,290	61,661	62,879
給付費合計		958,708	949,057	979,598	981,935

③その他サービス見込量

【その他サービス】

(単位：千円)

サービス種類		見込み 令和5年度	推計		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定入所者介護サービス (食費・居住費)	給付費	176,073	179,501	181,129	183,180
特定入所者予防サービス (食費・居住費)	給付費	42	120	120	120
高額介護サービス	給付費	156,888	167,640	170,926	174,582
高額医療合算介護サービス	給付費	20,412	22,000	22,000	22,000
審査支払手数料	給付費	3,569	3,978	3,978	3,978
給付費合計		356,984	373,239	378,153	383,860

(単位：千円)

	見込み 令和5年度	推計		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保険給付費【総計】①+②+③	6,657,696	6,798,450	6,957,924	7,071,884

審議事項 1

(4) 地域支援事業費の見込み

これまでの事業実績、今後の地域支援事業の事業費を見込んでいます。

(単位：千円)

サービス種類	見込み	推 計		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	115,406	116,627	114,043	110,241
・介護予防・生活支援サービス事業	101,748	102,354	98,700	94,548
・一般介護予防事業	13,658	14,273	15,343	15,693
包括的支援事業費	99,654	108,727	114,013	114,910
・地域包括支援センターの運営	78,513	81,152	81,964	82,784
・社会保障充実分	21,141	27,575	32,049	32,126
任意事業費	22,050	23,935	24,296	24,296
合 計	237,110	249,289	252,352	249,447

【地域支援事業（再掲）】

事業区分	事業内容	概要(事業名)
介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)	介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス ・介護予防ケアマネジメント
	一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 HP、広報による普及、介護予防教室 ・地域介護予防活動支援事業 通いの場への訪問、相談支援 介護予防ポイント制度 ・地域リハビリテーション活動支援事業 地域リハビリ教室 シルバーリハビリ体操指導士養成
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的継続的ケアマネジメント業務 ・地域ケア会議の充実
	<社会保障充実分> 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置 ・多職種連携会議、研修会等の実施
	<社会保障充実分> 生活支援サービス体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議体の設置 ・コーディネーターの配置
	<社会保障充実分> 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成事業 ・認知症高齢者等SOSネットワーク事業 ・認知症カフェの開催 ・認知症初期集中支援事業
	<社会保障充実分> 地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の実施
任意事業	介護給付等適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等適正化事業
	家族介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護教室事業 ・徘徊高齢者家族支援サービス事業 ・紙おむつ支給サービス事業費
	その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業 ・福祉用具・住宅改修支援事業費 ・認知症サポーター養成講座 ・食の自立支援(配食)サービス

介護予防・生活支援サービス事業（再掲）

①介護予防・日常生活支援総合事業見込量

【介護予防・生活支援サービス事業】

サービス種類		見込み	推 計		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス	給付費(千円)	23,936	23,936	22,770	21,654
	利用者数(年間)	1,320	1,320	1,256	1,194
訪問型サービス(基準緩和)	給付費(千円)	80	80	69	66
	利用者数(年間)	36	36	31	30
訪問型サービス(短期集中予防)	給付費(千円)	209	220	320	320
	利用者数(年間)	15	15	22	22
通所介護相当サービス	給付費(千円)	54,987	54,987	52,346	50,199
	利用者数(年間)	1,788	1,788	1,702	1,632
通所型サービス(基準緩和)	給付費(千円)	10,150	10,150	10,120	9,705
	利用者数(年間)	660	660	658	631
通所型サービス(短期集中予防)	給付費(千円)	1,513	2,108	2,708	2,708
	利用者数(年間)	15	15	19	19
介護予防ケアマネジメント(A)	給付費(千円)	10,274	10,274	9,751	9,262
	利用者数(年間)	2,209	2,209	2,097	1,991
給付費合計		101,149	101,755	98,084	93,914

※ 利用者数は、年間延利用者数を記載している。

【その他サービス】

サービス種類		見込み	推 計		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高額介護予防サービス	給付費(千円)	283	283	291	299
審査支払手数料	給付費(千円)	316	316	325	335
給付費合計		599	599	616	634

第1号被保険者の介護保険料の見込みについて

- ① 介護保険費用の負担割合
- ② 第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料見込み
- ③ 第1号被保険者の保険料段階の設定と保険料

審議事項 2

第1号被保険者の介護保険料の見込み

① 介護保険費用の負担割合

ア. 介護給付費に要する費用負担割合

介護給付費に要する費用は、サービス利用時の利用者負担分を除いて、50%が公費（税金）でまかなわれています。

その内訳は、国25%（20%）*、県12.5%（17.5%）*、市12.5%となっています。

公費負担分を除く50%の費用は、第1号被保険者（65歳以上）と、第2号被保険者（40歳～64歳）が保険料で負担します。

第9期においては、第1号被保険者の負担割合は23%となります。

【介護給付費】

※（ ）は施設給付費の場合の割合

23.0% 【第1号被保険者】	27.0% 【第2号被保険者】	25.0% (20.0%) * 【国】	12.5% (17.5%) * 【県】	12.5% 【市】
} 保険料50%		} 公費50%		

イ. 地域支援事業費に要する費用の負担割合

地域支援事業に要する費用においても、第1号被保険者の負担割合は23%となります。

介護予防事業／総合事業の負担割合は、介護給付費と同様となります。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

23.0% 【第1号被保険者】	27.0% 【第2号被保険者】	25.0% 【国】	12.5% 【県】	12.5% 【市】
} 保険料50%		} 公費50%		

包括的支援事業及び任意事業では、第2号被保険者の保険料負担はなく、77%が公費でまかなわれています。

その内訳は、国38.5%、県19.25%、市19.25%となっています。

【包括的支援事業】・【任意事業】

23.0% 【第1号被保険者】	38.5% 【国】	19.25% 【県】	19.25% 【市】
} 保険料23%	} 公費77%		

② 第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料見込み

従来の保険料見込み

具体的要因

- ① 各年度の被保険者数の推計
- ② 各年度の要介護認定者数の推計
- ③ 介護サービスの利用者数・利用回数・利用日数の推計
- ④ 介護サービスの給付費の推計
- ⑤ 地域支援事業費の推計
- ⑥ 予定保険料収納率等を推計

その他の要因

- ⑦ 第1号被保険者と第2号被保険者の費用負担割合（変更なし）

	第7期	第8期	第9期
第1号被保険者	23%	23%	23%
第2号被保険者	27%	27%	27%

- ⑧ 介護報酬の改定
- ⑨ 介護給付費準備基金の取り崩し など

介護保険料基準額（第5段階）の算定は第3回分科会にてお示した上記要因を勘案し見込みますと説明させていただきました。

第9期計画期間中における介護保険料（基準額）の見込みは、報酬改定影響額等を踏まえ6,600円と見込んでいたところ、令和6年1月1日に発生した能登半島地震によって給付費等を再度見直すことが困難な状態となりました。

このような状況の中、本市において保険料算定が見通せないと判断し、**第9期計画期間中の保険料（基準額）を暫定措置として第8期と同額の6,400円（年額7.6,800円）とすることにしました。**

また、制度改正により保険料段階は9段階以降を細分化して13段階に変更となります。

今後の保険料については、被保険者数の推移、認定者数の推移、給付費の推移等を見守りながら、必要であれば計画期間中の保険料改定の可能性も含めて注視してまいります。

保険料基準額（第5段階） 6,600円 → 6,400円/月額（暫定）

③ 第1号被保険者の保険料段階の設定と保険料

第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料の段階については、13段階とし、以下のように設定します。

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料(年額)
第1段階	○生活保護を受給されている方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ○世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方等	基準額 ×0.285	21,888円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間120万円以下で、かつ第1段階に該当しない方	基準額 ×0.485	37,248円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない方	基準額 ×0.685	52,608円
第4段階	○世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方等	基準額×0.9	69,120円
第5段階	○世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で、第4段階に該当しない方	基準額×1.0	76,800円
第6段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	92,160円
第7段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	99,840円
第8段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	115,200円
第9段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	130,560円
第10段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	145,920円
第11段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	161,280円
第12段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	176,640円
第13段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	184,320円

○所得が少ない方への介護保険料の軽減

第1段階から第3段階に該当する方は、保険料が軽減されています。
差額分は国1/2、県1/4、市1/4で補填します。

所得段階		標準乗率	軽減後の率 第9期
第1段階	基準額×	0.455	0.285
第2段階		0.685	0.485
第3段階		0.690	0.685